

カナダ・ローソサエティ連合会

BY EMAIL

2017年6月20日

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1丁目 1-3

日本弁護士連合会

中本 殿

件名：コメント要請・日本の独占禁止法調査における適正手続

中本殿

イントロダクション

カナダ・ローソサエティ連合会（以下、「当連合会」という。）は、公正取引委員会によって開催された独占禁止法研究会が意見募集のために公表した報告書の特定の部分について、意見を求める貴職の依頼に対して、喜んでお応えします。

当連合会は、カナダにおける14の州・準州の法曹監督機関の評議会組織です。カナダにおけるこれらの全ローソサエティは、公益のために、合計で11万7000人以上の弁護士、4500人のケベック公証人、8000人のオンタリオのパラリーガルを監督しています。

特定の質問に対する回答

意見を要請する貴職の書簡において、貴職は前記報告書の中の2つの点について意見を求めています。一つは、弁護士依頼者秘匿特権に関するものであり、もう一つは適正手続に関するものです。以下の意見は、このうち秘匿特権だけを扱うものです。

日本における弁護士依頼者秘匿特権に関する問題について意見を求める要請に応じて我々がお送りした2014年7月4日の書簡に示したとおり、カナダにおいて、ソリシター依頼者間秘匿特権は、「権利と自由のカナダ憲章」第7条の下で保護される基本的正義の原則として認識されています。我が国の最高裁判所は、秘匿特権はカナダの司法制度が適切に

機能するために不可欠のものであり、できる限り絶対的なものに近いままにしなければならぬ旨、繰り返し判示しています。

最高裁判所がソリシター依頼者間秘密特権をこのように取扱う基礎となっているのは、助言を求める依頼者が、彼らのコミュニケーション（通信）は、明確に定義された例外の場合を除き、彼ら依頼者の同意があった場合にのみ開示され得る、ということを知りながら、自らの弁護士に対して率直に話すことができることが不可欠である、という信念です。このような自由で率直なコミュニケーションは、依頼者が可能な限りの最善の法的助言を得るために必要なものと考えられています。同裁判所は、依頼者とその弁護士（法律顧問）との間の率直なコミュニケーションは、我々の司法制度の不可欠の要素であると認識してきました。

我々は、前記報告書が、「いわゆる弁護士・依頼者間秘密特権が認められていないことにより、事業者に現実に不利益が発生しているという具体的事実は確認できなかった。」と結論付けていることに注意を向けます。カナダにおいてソリシター依頼者間秘密特権を保護する理由は、我が国の司法制度が機能するためには依頼者とその弁護士との間の秘密保持が重要であること、及び市民の法的権利の保護に基づいています。秘密特権の保護は、依頼者に対する現実の不利益が生じるであろうことが示されることに依拠するものではありません。しかしながら、我々の見解では、もし依頼者（今回の場合は事業者）の弁護士に対するコミュニケーションが、まさに事業者を調査する当局に対して開示される可能性があるならば、事業者に対する不利益が生ずることは不可避です。依頼者とその弁護士との間のコミュニケーションに対する保護の欠如は、自らの弁護士に対して全ての関係事実を完全に開示することに基づき明確な法的助言を得るという市民の能力を弱体化させるでしょうから、司法制度が適切に機能することも、阻害されることとなるでしょう。

我々は、「公正取引委員会の実態解明機能を損なわない範囲において」依頼者とその弁護士との間のコミュニケーションを保護するという裁量を公正取引委員会に与えれば弁護士依頼者秘密特権を認めないことによる懸念は解消されるだろうという提言に、丁重に反対致します。我々の見解では、法的な手続においてこれらの基本的な権利が保障されず、むしろ当該手続を実施しあるいは主宰する人々の判断に委ねられるならば、そのような法的手続は対立の危険性と濫用の可能性に満ちたものとなります。

当連合会は、弁護士とその依頼者との間のコミュニケーションの保護は、「法の支配」の重要な要素であると考えます。依頼者とその法的助言者との間の率直さを促進することにより依頼者が行う意思決定が完全に状況を理解したものとなり、そのことで司法制度における効率性と公平性に寄与できるのです。

結論

我々は、以上の意見が、独占禁止法調査における課徴金制度の見直しに対して、役に立つことを望みます。もし追加の質問がある場合には遠慮なくご連絡ください。

敬具

(署名)

会長

モーリス・ピエット (Maurice Piette)